

# 山口県報

令和5年  
12月5日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告  
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（石の口）換地区）の換地処分（農村整備課）……………



### 山口県告示第三百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市南花岡七丁目一五三三の二〇、一五三三の二二、一五三三の二三及び一五三三の三〇	五・〇	三一・〇	令和五、二〇一、二〇



(三二八) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（石の口）換地区）の換地処分  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宿井（石の口）換地区の換地処分を  
次のとおり行いました。

令和五年十二月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 換地処分の年月日  
令和五年十一月二十一日
- 換地処分の内容  
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（石の口）換地区）換地計画書に記載  
された換地計画のとおり

令和五年十二月五日  
発行

発行人

山口県知事